

介護職員等の処遇改善について(愛全会グループにおける取り組みの公開)

愛全会では、介護職員の資質向上やキャリア形成のため、独自の財源と処遇改善加算制度等を活用し、各種手当の支給や労働環境の充実を図っています。

職場環境の整備	入職促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページを活用して経営理念などについて情報発信するとともに、事業所において、介護サービス情報公表制度を活用し、必要な情報の公開に努めています。 ● また、就業規則に基づき派遣職員から正職員への登用などを行うとともに、ホームページや各種情報誌の活用するほか、派遣会社を通じるなどして、介護職員の積極的な採用に努めています。
	資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所において初任者研修受講や実習受け入れ実施、ファーストステップ受講支援、喀痰吸引として講師で看護師を派遣しています。また、適宜、認知症ケア等の研修に参加させるなど、研修への参加機会の確保に努めています。 ● この他、人事考課制度に基づき研修受講やキャリアアップの希望などを把握するとともに、技術の習得に関する目標設定と取り組みに関する考課を実施しています。 ● 加えて、事業所において採用時の研修をはじめ、テーマ別の研修や職制単位の講義などを実施するとともに、オープンウィンドウ64などの目標達成ツールを活用した実践活動などに取り組んでいます。
	両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所において、新人指導係としてプリセプターを配置するなど離職防止に努めています。 ● また、企業主導型保育所を運営するなどしており、子育てと仕事との両立支援に努めるほか、働き方改革の推進を図るため、弁護士や社会保険労務士から講義、講話を実施しています。
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法に基づき年1~2回の健康診断やストレスチェックを実施しています。また、敷地内禁煙などに取り組んでいます。 ● 事業所において、シャワー式介護入浴装置など介護職員の負担軽減のための介護機器の導入や運用に努めるほか、安全対策委員会などを設置し、マニュアルや対応手順などを作成しています。
	業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所において、職制やチームごとに各種会議を設置しており、業務改善やサービス向上に向けた意見交換などを実施しています。中途採用者も含め幅広い人材の確保や個々の状況に応じた勤務シフトへの配慮などに可能な限り努めています。 ● 障害の状況に応じた職場環境や勤務シフトへの配慮などに努めています。
	やりがい	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所においては、地域の教育機関や町内会などからの慰問を受けたり、職員を講師として派遣するなど、地域包括ケアの一員として積極的に地域との関わりに努めています。

手当種類	処遇改善手当	特定処遇改善手当	処遇改善支援手当															
対象職種	● 介護福祉士、ケアワーカー及び介護保険施設のケアマネと相談員(特定処遇改善のみ)																	
改善方法	● 月次手当により支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 月次手当と調整一時金により支給します。 ● 月次手当額については、介護職員等特定処遇改善加算の当該年度収入見通し、支給対象職員数等を勘案し、原則として毎年度初めに決定します。 ● 調整一時金については、当該年度の介護職員等特定処遇改善加算収入の状況、年度途中における支給対象職員数の増減等を勘案し、支給額を決定します。 	● 同左															
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定処遇改善加算の算定対象事業(介護報酬加算を財源) ● 愛全会病院(愛全会の独自財源) ※ 処遇改善支援手当については、これ以外に養護老人ホームや軽費老人ホーム、保育所でも別途定めに基づき支給しています。																	
対象者及び手当額	● 正職員及び時給職員を対象とします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 正職員及び時給常勤職員(フルタイム)を対象とし、A、B、Cの3グループに分けて支給します。 ● 手当額の平均は、A:B:Cでおおむね「4:2:1」となるよう設定します。 ● 各法人単位で加算額の状況(残額)に応じて一時金として支給する場合があります。 	● 統一単価															
手当額(月額)	<ul style="list-style-type: none"> ● 正職員 30,000円 ● 時給職員 22,500円 15,000円 ● 対象外 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>介護福祉士で、愛全会グループで10年を超える勤務をされている正職員</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士で、愛全会グループで10年を超える勤務をされている時給フルタイム及び定年再雇用者</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>介護福祉士又はCW(ケアワーカー)で、愛全会グループで5年~10年勤務している、正職員及び時給フルタイム職員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士又はCW(ケアワーカー)で、愛全会グループで0年~5年勤務している、正職員及び時給フルタイム職員</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>グループホームに勤務するアシスタントワーカー</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>介護保険施設のケアマネと相談員</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	A	介護福祉士で、愛全会グループで10年を超える勤務をされている正職員	20,000円	介護福祉士で、愛全会グループで10年を超える勤務をされている時給フルタイム及び定年再雇用者	15,000円	B	介護福祉士又はCW(ケアワーカー)で、愛全会グループで5年~10年勤務している、正職員及び時給フルタイム職員	10,000円	介護福祉士又はCW(ケアワーカー)で、愛全会グループで0年~5年勤務している、正職員及び時給フルタイム職員	7,000円	グループホームに勤務するアシスタントワーカー	3,000円	C	介護保険施設のケアマネと相談員	5,000円	● 同左を対象 7,000円 ● 対象外
A	介護福祉士で、愛全会グループで10年を超える勤務をされている正職員	20,000円																
	介護福祉士で、愛全会グループで10年を超える勤務をされている時給フルタイム及び定年再雇用者	15,000円																
B	介護福祉士又はCW(ケアワーカー)で、愛全会グループで5年~10年勤務している、正職員及び時給フルタイム職員	10,000円																
	介護福祉士又はCW(ケアワーカー)で、愛全会グループで0年~5年勤務している、正職員及び時給フルタイム職員	7,000円																
	グループホームに勤務するアシスタントワーカー	3,000円																
C	介護保険施設のケアマネと相談員	5,000円																
開始時期	平成24年4月~	令和元年10月~	令和4年2月~															